

研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム
(第4回) 議事録

1. 日 時：平成17年6月9日(木) 13:00～15:00

2. 場 所：中央合同庁舎四号館4階 共用第2特別会議室

3. 出席者：

【構成メンバー】 阿部博之座長、薬師寺泰蔵座長代行、柘植綾夫議員

【招聘専門家】 石川 浩氏 (持田製薬株式会社知的財産部長)

片山英二氏 (弁理士・弁護士(阿部・井窪・片山法律事務所))

隅蔵康一氏 (政策研究大学院大学助教授)

竹岡八重子氏 (弁護士(センチュリー法律事務所))

田島秀二氏 (プレジジョン・システム・サイエンス株式会社代表取締役)

戸田裕二氏 (株式会社日立技術情報サービス取締役社長・弁理士)

中山一郎氏 (信州大学助教授)

原山優子氏 (東北大学教授)

本田圭子氏 (東京大学TLO取締役)

松本信一氏 (日本電信電話株式会社知的財産センタ

渉外担当部長)

【文部科省】 伊藤学司 研究振興局研究環境・産業連携課技術移転推進室長

【厚生労働省】 高山昌也 大臣官房厚生科学課研究企画官

【農林水産省】 坂本里美 農林水産技術会議事務局先端産業技術研究課知的財産班課長補佐

【経済産業省】 宮本岩男 産業技術環境局大学連携推進課課長補佐

【特許庁】 月野洋一郎 総務部技術調査課大学等支援室課長補佐

座長 それでは、時間になりましたので、ただいまから「研究における特許使用円滑化に関する検討プロジェクトチーム」第4回を開催させていただきます。

私ども役所の方は、ネクタイをしない習慣でおりますので、上着も勿論着ていないので、御無礼になるかもしれませんが、もし差し支えなかったら、どうぞ御協力をしていただければありがたいと思います。御自由で結構でございます。

お断りさせていただきたいのは、急遽私14時40分ごろだと思いますが、知財本部会合の説明のために、官邸に行かさせていただきますので、議事進行は薬師寺議員に座長代行としてお願いをしたいと思いますので、よろしくお願ひします。薬師寺先生、よろしくお

願います。

それでは、本日でありますけれども、まず資料の確認から入ってください。

事務局 本日、お手元に配布させていただいております資料は、5点でございます。

資料1が、このプロジェクトチームの構成員、総合科学技術会議の議員の方々のお名前でございます。

資料2が、今回の招聘専門家のリストでございます。

資料3が、本日の御議論の土台にさせていただいておりますガイドラインの骨子案でございます。

資料4が、皆様方からちょうだいしました意見を、とりあえずまとめさせていただいたものでございます。

資料5が、前回の議事録の案でございます。

何か足りないもの等ございましたら、事務局の方まで御連絡いただきたいと思います。

座長 ありがとうございます。

それでは、議事に入らせていただきます。

議題は、タイトルと同じ「研究における特許使用円滑化に関する検討」でございます。

事務局に、ガイドライン骨子案というものをつくってもらいました。この骨子案に対する御意見に対しても、事務局から関連のことを説明をしてください。願います。

事務局 それでは、資料3に即しまして、ガイドライン骨子案の御説明、資料4に即しまして、いただいた御意見のうち大きな議論になるであろうポイントのところだけをかいつまんで御説明をさせていただきたいというふうに思っています。

まず資料3のガイドライン骨子案でございますが、1といたしまして「本ガイドラインの目的」を書かせていただいています。

(1)のところでございますが、試験、研究に対して特許権など、知的財産が行使される可能性があるということを踏まえまして、研究における他人の知的財産使用の円滑化ということを目的としております。

(2)でございますが、このガイドラインができたときには、関係府省のところで、これを参考にしていただいて、研究成果の適切な取扱いを確保していただければというふうに思っております。

(3)でございますが、このガイドラインにつきましては、ガイドラインとして研究コミュニティの中で広く共有される方向で持っていただきたいと思いますというふうに考えているところでございます。

(4)でございますが、ガイドラインはあくまでも基本的に考え方を示すものでありまして、個別の事例につきましては、最終判断は当事者に委ねられるものでありますので、個別契約の柔軟性というものは確保されなければいけないというふうに整理させていただいております。

2といたしまして「対象となる研究開発成果」でございますけれども、政府資金を原資

として得られた研究成果を言います。

これにつきましては、研究の直接経費として、政府資金が原資となっているものを踏まえていまして、人件費だけは政府資金というものから対象外としているというふうにございます。

2 ページ目でございますが、政府資金のほかに民間資金が投入された場合ですが、一部が入っている場合については、このガイドラインの対象としていただきたいというふうにございます。

ただ、特許出願費用だけが政府資金によるものというのは、対象外にしているということでございます。

3 ポツといたしまして「ライセンスの基本方針」でございます。

(1) がございまして、考え方としては、特許権を持っている権利者の方は、非営利目的の研究のために、この発明の実施許諾を求められた場合は、研究を差し止めしないということをございます。

(2) といたしまして、その対価でございますが、原則としては、ロイヤルティ・フリー、実費を除いて無料、あるいは合理的なロイヤルティ、アカデミック・ディスカウントのような、安いロイヤルティにさせていただければというふうにございます。

なお書きで書いておりますが、特許権の対象となる有体物の移動もあるわけですが、そういったものの策定・提供に要する費用といったような実費の支払いは、求めても構わないというふうにございます。

4 といたしまして「奨励されるべき事項」として少し整理をさせていただいておりますが、特許権を持っている方が、自ら非営利の権限については、権利を行使しないということをございます。これが非常にあとの手続負担を軽減化することができますので、高く評価されるというふうにございます。

(2) といたしまして、排他的な実施許諾と研究目的の実施許諾を両立することができるんです。ですから、そういう商業的な目的と、研究の目的とが両立するということをございます。

3 ページに入ります(3)でございますが、これは大学・公的機関においては、原則、機関帰属という形になってございますが、研究者の方が流動化をする、異動する場合があります。そういった場合には、自らの研究を異動した先でも継続できるようなガイドラインの整理にしたらどうかというふうにございます。

(4) といたしまして、営利目的の場合の取扱いでございますが、今回非営利目的を参考にして、この研究ライセンスが活用できるような形で進めていってどうかというふうにございます。

(5) といたしまして、研究成果の後で出てくる後続の研究開発成果の取扱いでございますが、できたものについてのロイヤルティのベースにする、いわゆるリーチ・スルー・ロイヤルティという考え方。

後続する研究成果についてのライセンスを元の特許権の人が認められるというグランドバック、こういったものについても考えられます。このところは、独占禁止上の指針といったものを留意する必要があるというふうに整理しております。

(6)といたしまして、後続研究成果の公表の部分については、原則自由という形でいただきたいというふうに思っております。

5といたしまして「運用において留意すべき事項」という形でございますが、(1)といたしましては、ライセンスの負担をできるだけ軽くする方向で考えていったらどうか。特に、マテリアル移転契約書、Material Transfer Agreementのようなものがある場合には、そういったものをうまく使ってくださいというふうに書いています。

(2)といたしまして、法務機能の強化でございますが、4ページに入りまして、紛争処理や事前の法的なリスク低減といったような機能の部分の強化を努めてくださいとあります。

(3)といたしまして、特許情報をうまく活用してください。これは重複研究とか紛争の予防のために、事前に特許情報を十分活用する体制を整備してくださいというふうにしております。

(4)といたしまして、大学・公的機関は、こういったものを紛争処理、予見可能性といったものの観点から、ライセンスポリシーといったものを事前に公表しておくべきではないかというふうにしております。

6といたしまして、今度は「他者の特許権の実施許諾を受ける場合の扱い」ですが、これは総合主義のような話ですが、自分も認めるかわりにほかの人も認めてくださいというような形の整理をしたらどうかというふうに書いています。

7といたしましては「特許権以外の知的財産権の扱い」で、実用新案でありますとか、種苗法、意匠法、半導体、回路、そういったものも同じような扱いにしたらどうかというように整理させていただいております。

これがガイドライン骨子案でございますが、これを事前に皆様にお送りをさせていただきました。御意見をいただきました。非常に多くの御意見をいただいております。整理をしようかと思ったんですが、とても今の段階で整理する状況になく、また整理することがよくないのではないかとということで、恐縮でございますが、すべて網羅的に出ささせていただきます。

本日は、主だった争点になりそうなところをかいつままで御説明させていただきたいと。その御意見について、当初のガイドライン骨子案については、どういうふうに考えているかということの御紹介をさせていただきたいというふうに思っています。

まず資料4の1ページ目でございますが「全般に対して」の御意見をいただいております。

最初のポツの中ごろですが、研究目的の実施ということに配慮した内容にしていった方がいいのではないかと御意見をいただいております。

2 ページ目に入りまして、頭のところでございますが、大学・公的機関が単独で所有する知的財産を他の大学・公的機関が試験・研究のために使用する範囲、大学等同士の間限定したらどうかという御意見もいただいているわけでございます。

この点につきましては、ガイドラインの原案に書かせていただきましたけれども、国費原資で、一部でも国費が入っていれば、民間資金が入っていても対象とする。あるいは、権利者については、別に大学等には限定しないで考えていきたい、ガイドラインの対象にしたいというふうに今のところは整理させていただいたところでございます。

2 ページの2 つ目のポツのところでございますが、研究コミュニティ、非営利目的、政府資金の定義範囲を議論をすべきではないかという話をいただいております。

同じポツの下から3 行目ぐらいですが、まずは要請がある研究ツールに絞って、ガイドラインを作成したらどうかという御意見もいただいているところでございます。

研究コミュニティ、言い方を変えれば非営利目的といったところですが、この定義問題については、今回あえて明らかにはさせていただきませんでした。今後の検討課題として考えているところでございますが、別の考え方としては、定義をはっきりさせないで、ある程度のふわっとした感覚にしておいて、最後は当事者の話し合いで判断をしてもらうという選択肢もあるのではないかというふうに考えるところでございます。

研究ツールに絞ってというところでございますが、今のガイドラインの考え方としては、例えば、リサーチツールに限定するとか、あるいは技術分野としては、バイオテクノロジーに限定するとか、そういったような分野限定はしない方向で考えていきたいというふうに考えるところでございます。

4 ページに入らせていただきまして、1 ポツの「本ガイドラインの目的」というところの「意見」2 つポツがあるところですが、1 つ目のポツは前文としてポリシーを記載しておくべきではないか。知的財産の行使と科学技術の革新、イノベーションの促進のための研究開発活動についての一般的な考え方、特許権は尊重されるべきだが、強くなり過ぎてイノベーションを阻害しないようにすべきだといったような、そういう考え方を示したらどうか。

2 つ目のポツのところですが、大学における研究の自由度を確保することが、日本全体の研究開発にとって、重要な意味を持つんだと。そういった本質的な問題意識とか基本的な考え方を論述した方がいいというふうに御意見をいただいたところございまして、今回のガイドラインは、そういう部分をつくってございませんが、次回までに整理して、何らかの前提というか、前文というか、基本的考え方というか、理念というか、そういったものをつくらさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

少し飛びまして、8 ページでございます。

2 . の「対象となる研究開発成果」でございますが、ここはやはり同じような御意見をいただいている、代替技術のない、いわゆるリサーチツール特許に限定すべきか、ライフサイエンスに限定すべきか、それぞれの分野にするかというので、明確化した方がいいの

ではないかという御意見をいただいています。

先ほども御紹介いたしましたように、一応の事務局案としては、分野限定はしないという整理で、今はさせていただいております。

(1)の枠囲いの下の「意見」のところでございますが、政府資金の考え方として、独立行政法人を通じて、国から間接的に資金配分される補助金、NEDOとかJST系のものがありますが、こういったものは含まれるかどうかですが、事務局としては、そういったものも含むというふうに整理を今、考えているところでございます。

9ページに入りまして、上のところでございますが、人件費のみが政府資金の原資とする場合を除くと書いてありますが、人件費だけではなくて、施設設備費とか、下の方に特許関連と書きましたが、そういったものもここに並べて書いたらどうかという御意見をいただいているところでございます。これについては、少し検討させていただきたいというふうに思っておるところでございます。

11ページに少し飛んでいただきまして、3の「ライセンスの基本方針」のところですが、ライセンスのほかに、権利不行使宣言というものをあえて書いたらどうかという御意見もいただいているところでございます。

下の「意見」のところでは、非営利目的の説明、定義が必要。

同じボツの一番最後のところの前の行ですが、研究が行われる場所と目的を特定していくことが考慮されるべきという御意見をいただいています。

非営利については、先ほど申しましたように、今後の検討課題、あるいはあえてしないという選択肢があると御説明いたしました。

使う側の問題ですが、これは今まだ流動的でございますけれども、大学等に限定すべきという考え方もあろうかというふうに考えております。

12ページに入りまして、上の鍵括弧で「修正案」と書いているものの1つ目のボツの赤字のところでございますけれども、実施許諾の合意が成立していない場合であっても、非営利目的の場合は、これを差し止めないということ为原则としたらどうかという御意見をいただいたところでございまして、これについては、少し御議論いただければというふうに考えているところでございます。

大きくは、そういったところになるかと思えます。

あと、また重要なポイントで飛ばしたところがあったら、御指摘をいただきたいと思いますが、大きな議論になりそうなところの御意見だけを御説明させていただきました。

説明は、以上でございます。

座長 そうしましたら、たくさんの御質問、御意見をいただいているので、どういうふうにしていったらいいですか。

事務局 できましたら、まず前半のところでは非営利目的の話と、政府資金の考え方のところについて、少し御議論をいただければと思います。

座長 今のは、ガイドラインだとどこに相当しますか。

事務局 最初の前半のところでは取り上げております。

座長 「本ガイドラインの目的」から「対象となる研究開発成果」その辺ですか。

事務局 はい。その辺です。

座長 とりあえず、基本方針の前ですか。

事務局 はい。

座長 1の「本ガイドラインの目的」のところでは、政府資金を原資として得られた研究開発成果の使用を認める場合の基本的な考え方を示すことにより云々となっておりますが、この辺から我々の議論をとりまとめていったらいいのではないかとということで、書いてもらっているわけですが、この辺について、いろんな御意見があるかもしれませんが、いかがでしょうか。

事務局 もしよろしければ、限定的に政府資金のみで、民間からお金は一切入らない方がいいという御意見をいただいた辺りか、もう一度きちっと御説明いただければというふうに思っております。

座長 民間から投入されたもの、本ガイドラインは民間からというのが2の(2)に書いてあるわけですね。

事務局 一部含まれても、ガイドラインの対象にしたいとしているんです。

座長 恐らくその辺ですね。その辺はどうでしょうか。

招聘専門家 多分私が出したのは、4番目のポツで出した内容だと思うんですけども、これは、実は日本経団連の知的財産部会の方で、いろんな産業界、民間の意見を聞きながら、とりまとめました。

結論は、先ほど扇谷さんから御紹介がありましたけれども、基本的には大学間のガイドラインに限るべきではないかという方向です。

まず、理由を申し上げますと、1つは、このガイドラインの性格というのを前回、前々回議論されたと思うんですが、特許法69条の法解釈は、一応ここでは手をつけないで、ガイドラインである程度の考え方を示そうという性格のものだということだと私は理解しています。そうであれば、その外延がどんどんどんどん広がってってしまうことが、いかなものかという気がいたします。ですから、何らかの形で、きちんと範囲、対象を明確にすべきだというように思います。

そこで、私どもとしては、政府資金の研究であって、大学で発明が生まれたものであって、更に使用するのも大学・公的機関に限るべきではないかというように考えた次第でございます。

もう一つは、ここにも書いてございますけれども、産学連携におけるいろんな知的財産の活用等を考えた場合に、ある程度のリスクをとったものが何らかのリターンを得るのが筋ではないかと思えます。研究開発だけフリーにしてくれと行って、そこから生まれた成果は、例えば民間から少しくださいというのは、ちょっとバランスがとれていないと思うんです。大学間同士でおやりになるのは、特に民間から見て、別に何らコメントする

立場ではありませんが、民間資金が流れているものまで、すべてこのガイドラインを適用するというのは、抵抗感がございます。

座長 要するに政府資金に限るべきであるということですね。

招聘専門家 政府資金に限って、あとは大学・公的機関の間に限るべきだと思います。

座長 この事務局の案は、大学・公的機関に限らないということの後半のところはどこに書いてありましたか。

事務局 対象を限っていないものですから、明確に書いているわけではないんですが、政府資金を原資としていた研究成果については、すべてこのガイドラインで対象にするということで、権利者に対しては、だれでもいいということは書いていないですけども、逆に言うと、それはだれでも入るんだということで、書かせていただいているわけがございます。

座長 しかし、民間から資金が投入された場合も含むということですか。

事務局 それを含むということは、それは2ページ目の2の(2)のところに書かせていただいております。

座長 いや、ですから政府資金に限るということではないわけですね。

事務局 ないです。

座長 そうではなくて、今、私の質問は、大学・公的機関に限るか限らないかという辺りは、どうなんですか。

事務局 限定しないということなので、あえて書いていないということなんです。

座長 どこでもいいということですか。

事務局 はい。

座長 今、招聘専門家からお話が2つありまして、1つは政府資金に限るか否かということは、政府資金に限ると。

対象も機関の方も、大学・公的機関に限るという御提案であります。まずその辺についていかがでしょうか。

招聘専門家 違う観点から、むしろ大学・公的研究機関で、このガイドラインを実際に運用するということを考えたときに、私は基本的にやはり先ほどのご意見の考え方に近くなるのではないかと考えております。

というのは、最初に事務局案の資料3で、今なっているのは「対象となる研究開発成果」と書いてあるところの(2)のところを読ませてもらったときに、つまりこれは民間との共有特許を想定したときに、民間資金提供者の理解を得るよう努力するとか、あるいは共有者の理解を得るよう努めるとか、こう書いてあるんです。

これを読んだときに、基本的に非常に大学としては、なかなか実務的に困難なところに直面してしまうかもしれない。すべての企業がこれに応じていただければいいけれども、応じないときにどうなのかなというのが、ちょっと運用としては非常に苦しんでしまうところが、ちょっとあるかしらというのをまず思いました。それが、まず第1点目です。

基本的には、公的研究機関の資金の特許で、相手方もやはり公的研究機関、あるいは大学という、まずその中でのルールというような形でつくった方が、私としては、逆に割合踏み込んだことを言いやすいのではないかというのが2点目なんです。

つまり、いろいろこれは修正を書いたんです。その中に、例えば、先ほども紹介がありましたけれども、ライセンスの合意ができていない場合であっても、相手方の例えば大学とか公的研究機関の研究が非営利目的であれば、やはり差し止めは原則としてしないとか、あるいは逆に成果有体物のときはどうするんだと。さすがにそれをフリーだとかいって、どんどんどんどん再分譲されては、それは困るから、それは差し止められるのではないかとか、やはりそういうことをよく考えてつくっていきたい。

つまり、余りぼんやりとしたものではなくて、割ときっちりとしたものがある程度つくれたらいいなと思っています。

しかし、そのためには、対象が民間企業さんも入れてしまうと、民間企業さんがそういう考え方に皆さん応じていただけるかどうかの問題が出てきて、むしろ大学や公的研究機関の問題に絞って、相手方も大学・公的研究機関という前提の下で考えて、ルールづくりをしていく。それがある程度受け入れられていくのであれば、また少しずつ広がっていくということもあり得るのかなと思っていますが、これはまずファーストステップですので、一番実務的に非常に取り入れやすいところからやっていくのが、やはりいいのではないかなと思います。

座長 結論は、案ということですね。

招聘専門家 そうです。公的研究機関の側からも、多分同じ結論になるのではないかなと思います。

座長 という御意見ですが、ほかの委員の方いかがでしょうか。

招聘専門家 このガイドラインを見まして、研究の自由度を高めるということを一生懸命考えていることはわかるのですが、政府資金ということの切り口にして、自由度を高くしようということが、研究における自由度を民間も大学も区別なく高くしようとすると、やはりうまくいかないのではないかなというように思っております。

もう少し目的を明確化する。すなわち、このプロジェクトチームの課題にもありますように、研究における特許使用の円滑化、そして、その研究というのが、大学における研究がまず第一優先となるだろうと思います。そして、ライフサイエンス分野においては、リサーチツール、これは民間においても同じですが、自由度を高めたいという意図があるように思います。まず大学における自由度を高める。そのための切り口として、政府資金というのが出てきている、という順番で考えないといけないと思います。政府資金が最初に来てしまうと、目的を見失って、変なところに議論がいつてしまうのではないかなと心配します。まず、大学における研究の促進ということ、相当に意識してこのガイドラインをつくるべきではないかと考えている次第です。

実際に、例えば4の(3)で、「現在、大学・公的研究機関においては」、というよう

なくだりがあり、大学を意識した記載が相当あります。それに対して、ロイヤルティ・フリーというのは、これは民間なのか大学を対象とするのか判らないような書きぶりになっています。そうすると民間のいる立場から申し上げますと、特許権とは何のために取るんだらうというふうな気持ちにもなってきます。従いまして、大学ということのある程度射程に絞って、議論をした方が良いのではないかと考えました。

座長 わかりましたけれども、ほとんどご意見は一致していますね。

招聘専門家 基本的に、そうです。

座長 今日、大学関係の人もおられますので、別な御意見がありましたら、どうぞ。

招聘専門家 別でちょっとよろしいですか。

基本的に今、出た皆様の御意見のある程度ターゲットを絞って、そして具体的に話をしていくという書きぶりが望ましいと思います。

特に、1番の(4)のところで、本ガイドラインは、基本的な考え方を示すものであるけれども、個別事情は当事者に委ねるべきであるという一種の断り書きが付いていますので、確かにすべての契約を同じガイドラインで縛るといのは問題があるケースもあるので、こういうような断り書きを付けた上で、原則はこうであるということを示すというのが、必要であると思います。

そのために、最初は大学・公的機関の研究ということにターゲットを絞って書くということは賛成なんですけれども、1点、その波及効果ということでは、4ページの6番のところにあるように、研究コミュニティの中に、それが広く共有されていくことを目的とするわけですから、あくまでも目的としては、最後までそこに限定することを目的とするのではなくて、最初はそこから書き始めて、波及効果もねらっていくという、そこだけが考え方として持っておかなければいけないところなのではないかなというふうに思います。

座長 要するには、話の骨組みは大学・公的機関で政府資金を対象にして議論して、ある種のガイドラインをつくって、それから波及する、あるいはそれからはみ出るような発展系がもし書けるのであれば、そのあとにプラスして書けばいいと。そういう御意見ですね。

招聘専門家 そうです。

座長 別のお考えの方はいらっしゃいませんか、大学の方でおられるので、いかがですか。

招聘専門家 別に反対とか賛成とかという話ではなくて、ガイドラインの位置づけをちょっと見直したいと思います。

もともとの発想というのは、いわゆる試験研究の場合で、法律ではない枠組みをもって、いかにスムーズに、非営利目的の場合に研究開発を進めていくかというのが基本にあったと思うんですけれども、それがこのガイドラインのメッセージとして出すべきところで、コアの部分だと思うんです。

それを具体化するときには、何らかの形というものを書き込まなくてはいけないので、

その場合には、オペレーショナルなものとして、大学間という形で書き込んでいく話だと思ふんです。

ですので、本ガイドラインの目的といたしますか、先ほどご意見があったように、基本的な考え方として、最終的には研究コミュニティのところまで浸透させたいという考え方を、1番のところなんですけれども、もうちょっとコンビンシングな形でもって伝わるような形で書いていく。

座長　　ちょっとそこは後にして、ご意見として食い違うところがあったら、そこをお願いします。あとの書き方は、私がまた御相談します。

招聘専門家　　1点なんですけれども、大学対大学・公的機関だけで絞ってしまうと、かなり限定されていくわけなんです。オペレーショナルな面でもって、具体的に何か物を起こすときにはそれでいいんですけれども、それだけでこのガイドラインをクローズしてしまうと、そこで終わってしまうような気がするんです。

ですので、最後の分で、また書き口に戻ってしまうんですけれども、研究コミュニティという言葉が入っていますけれども、もしも大学間で絞った形でもって前の部分を書くのであれば、そのあとのところでもって、その幅を広げるということをかなり強調したものを書かないと、バランスがとれないのではないかと思います。

座長　　それは、先ほどのご意見にも少し強調されているということですね。

招聘専門家　　ですから、実は一つひとつを分解して議論すると、何か今みたいな議論になってしまうんですけれども、私はいろいろここで、全体を修文した案をつくったんですけれども、それは分解されているのでちょっとわかりづらいんですが、例えば事務局の資料3の今、先生がおっしゃっているところは、1の(3)の部分なんです。

これでは、やはり足りないと思いましたので、資料4の6ページ目の(3)のところ、修正案と書いてある赤字で出ているところが、私が書き加えたものです。つまり、もともとアカデミックユースという言葉が、このPTの中で出てきました。しかし、アカデミックユースという言葉自体は、今まで定義は結局できていないです。だから、事務局案は非営利目的の研究という言葉でやっていますが、定義はしっかりしていなくても、外面的にとにかくアカデミックユースについては、もとよりいろいろ考え方があるところではないかと。

だから、要するに基本的には研究コミュニティに理念を広げていくんだという位置づけをしていくというのをちゃんと出した方がいいのではないかと思います。6ページ目の修正案をここに書きました。

座長　　私は、おっしゃっていることに何も反対はないんですけれども、もともとが違っていると困りますので、今ちょっと議論として徹底的にそこだけを今お伺いしているので、あとの発展系は今2、3人の方から御指摘がありましたので、発展系をどうするかということ、当然御相談をさせていただきますが、そういう意味では、大学としてどうですか。

招聘専門家　　大学の立場を代表しているわけではありませんが、あえて申し上げさせ

ていただきますと、確かに内容において差をつける、つまり、恐らく大学大学間のケース1として議論してきたところと、民間が入ってきたところで扱いが変わるということは恐らくそうなんだろうと思いますが、それを全くガイドラインの外に出すかどうかは、本当は議論してもいいのではないかと思いますし、今の事務局原案というのは、そこは取り込んだ形にしているので、それはまさに先ほどご意見のあったとおり、最終ゴールをなるべく研究コミュニティを広くということを行っているとするれば、ある程度広目にとっておくという思想に基づくものと考えます。

更に、これは多分ガイドラインとしては、まず日本でつくるんでしょうけれども、長期的に考えれば、アメリカのNIHのガイドラインとかOECDとか、そういうところでも国際的な議論を本当はしていくべき筋合いのものだろうと思うんですが、そうやって考えてみた場合に、NIHとかOECD、勿論彼らは逆に技術分野を絞っていますから、そこはどうかという問題はありますが、権利者については、特に大学公的研究機関に限っていないと。ガイドラインの対象としつつも、扱いを少し変えるというやり方でやっている。

そう考えると、むしろ絞った方が踏み込んで書けるというのは、おっしゃるとおりだと思うのですが、ただ、逆に広げた部分は、漠然としか書けないとしても、何か書いておくという選択肢もあります。ただ、それは整理学の問題で、対象としないけれども、何か書くというやり方もあるでしょうから、そこは言っていることはそんなに違ってないのかもしれない。違いがあるとすれば、一切記述をしないか、あるいはレベルは違ってても民間が出てきた場合に、多少何か書くかどうかという違いに、最後は収斂するのかもしれないと思います。

座長 わかりました。

お願いします。

招聘専門家 大学の内部の人間ではないんですけども、大学の知財を扱うTLOの立場として、このガイドラインを拝見したときに、民間の企業さんもそういう感想を持たれたと思うんですけども、特許権を取る意義が本当にあるのかどうか。特にこうなってしまうと大学で取る意義がどこにあるのかなというのを、ちょっと疑問を感じるような方向になっているかなと思っています。

まず、政府資金が原資ということになりますと、大学で生まれる技術のほとんどが多分対象になってくるんであろうというふうに思いますし、あと研究コミュニティという定義の中に民間が入っているということと、あと民間企業の中で非営利目的の研究というのは、どういうところで、どういう部分であるのか、それをどう判別するのかという問題もあると思うんですが、とにかく民間での研究も含まれてしまうと、やはり大学で知財を取って活用して、何か利益を得るといような側面がどういうものであれば見えてくるのかというのが、大学の知財の活用面でもかなり抑制的になってしまうようなガイドラインになっているのかなというふうに、感想を持っております。

座長　　そういう御意見はあると思うんですけども、私、今、議事運営上、あとでどう
いうバリエーションをつくるかは、また御相談しますけれども、要するに政府資金に限る、
対象の機関も大学・公的機関に限るというご提案を原則として整理をしてみるということ
で、まずいかどうかということなんですけど、いかがですか。

招聘専門家　　まず初めに、先ほどおっしゃられた御意見というのは、民間の御意見だ
とは思いますが、大学でもやはり1つ言えるところがありまして、活用面としては、
大筋賛同できる意見かなとは思いますが。

座長　　わかりました。

どうぞ。

招聘専門家　　もともと表題にありますとおり、研究目的のライセンスに関するガイドラ
インですので、一般的な成果物についてライセンスをする、しないというよりも、それを
研究目的としてライセンスをするかどうかということが問題で、そういう意味で極めて
限定的なガイドラインなわけです。

この会のもともとの目的は、リサーチツールというような分野においては、通常であれ
ば、ライセンスなどは要らずに研究目的だったら発明を実施できるのに、リサーチツール
の特許については、研究目的であっても特許権の対象になってしまう。それがよろしいの
か。それでもって本当に科学技術の進歩に役に立つのだろうかということが原点だろう
と思うんです。

そういうものを踏まえて、なお、かなり限定的に、限定的にというのは、つまり通常の特
許権と同じように考えるのか、それとも、いや、そうではないというふうに考えるのか
が問題な訳です。その辺りの前提が、今、伺っておりますと、やや薄れているのではない
かなという感じがしまして、もし、そういう研究目的のリサーチツールについても、やは
り通常の特許権と同じでいいんですということであれば、総意がそうであれば結構だと思
うんですけども、ちょっと違うのではないかなという感じがしております。

座長　　それは、ずっと私も何回か申し上げてきましたように、今おっしゃるように、大
学の研究の自由ということから、特許というものを全く同じように扱ってしまうという
ことではなくて、勿論限界があるわけですが、一定のフリーダムを持たせたいと。
そのために、どういうことが可能かということではないかと思うんです。それは、なるべ
く忘れないようにしようと思っておりますけれども、その点はよろしゅうございますね。

そういうことで、大体今、全員ではありませんけれども、お話を伺ってみて、勿論いろ
んなバリエーションがあるわけですし、民間でも同じように取り扱ってくれるケースもある
と思いが、議論としては、初めから民間にわっと広げてしまうのではなくて、
大学・公的機関、政府資金というところから整理をして、最終的な文章の書き方をちょ
と後にしまして、議論としてそういう限定である程度踏み込んだ議論をしていただいて、
骨格が見えてきたところでバリエーションの問題、あるいは更には文章の強調の仕方、前
文の書き方なんていうのも勿論出てくるんですけど、そういうことだろうと思うんですけれ

ども、大体そんなことで皆さんそんなに変わらないと思うんですけども、そうすると事務局案とは違ってくるので、扇谷さんは、ここはおかしいというのなら、おかしいと言ってください。

事務局 コアの部分についての考え方は変わらないと思うんですが、ガイドラインとして、どこまで視野に入れるか。ガイドラインからにじみ出しのところをどうするかという話なんですけど、権利を使う側を大学とか公的研究機関に限定し、それが非営利の目的に使うんですというところについては、さほど紛れはないと思うんですが、権利を持っている側の人たちが、大学・公的機関に限るのか、あるいは政府資金が入ったところであれば、民間企業の人たちにもそういうものを御理解いただいて、そのガイドラインの中で同じように運用していったらいいのかという感じで、事務局案としては、政府資金が入っている部分については、民間企業の方にも御理解をいただいて、同じ運用でガイドラインを尊重していただきたいというのが、元の案でございますので、その部分は、ちょっとまだもう少しです。

座長 だから、議事運営上、そのところを一旦棚上げにしてもらって、大学・公的機関と政府資金ということで、ある程度深堀りをしていただいて、それが即ガイドラインになるのではなくて、その後で、バリエーションのところは、多分お立場とか御意見によって、物すごく違うと思うんです。それを最初から入れると、そこで話が物すごく発散する可能性がありますので、最初は大学・公的機関と政府資金に限って、少し議論を煮詰めていただいて、ややこしいバリエーションのところは、そこが終わった後で御議論いただくというふうだと、どうなんでしょうか。そうすると、今おっしゃったようなことに、かなり近づいてくるのではないかと思うんですけども、事務局はそれでは困るということですか。

事務局 皆さんがそういう御意見であれば、事務局がこれ以上に委員と同じレベルで発言するのもどうかと思います。

座長 構わないです。これは、特に事務局が頑張っているんな案をつくってくれていますので、御遠慮なくですけども、そういうふうなことでどうですか。バリエーションのところは、私は多分すごくお考えが違うのではないかと。細かいところ、各論になればなるほど、違うのではないかと。

ですから、もし先生方がよければ、そういうことで整理を一旦させていただくということで、そういうことでよろしいですか。

経済産業省 ちょっと1点だけ気になる点を申し上げますと、ガイドラインについてお二人のご意見があり、一見同じことをおっしゃったように聞こえたんですけども、実はちょっと説明された内容を聞いたときに、多分、お一人は、そもそもこれは政府資金原資に限るべきであるし、それは国と国の間のみに限るべきであって、それから外にいくべきではないという御意見だったと思うんです。

もうお一人は、そこからスタートをするということについてはいいけれども、それは外に

波及させていくという前提で、とりあえずのスタートとして、そこから始めるのはいいいということなので、実は哲学的には全然異なったことをおっしゃっておられて、ただ、手続的にはそこからスタートしようというところで、多分合意しているということなんだろうなというふうには理解したんですけれども、それはそれでよろしいんですか。

招聘専門家 民間企業との共同研究をやっている大学とか公的研究機関の立場から言えば、民間企業、パートナーの意向を無視して、つまり国の方針でこうなっていますからみたいな感じにすると、逆に今度は民間さん、パートナーが非常にやりづらいと感ずることもあるのではないかと。

ここのところは、徐々に理解を得ながら、要するにこの精神を広められるところは広めていくというやり方の方が、産学連携という意味ではいいのではないかなというふうに、実務的な観点からちょっと思っているんです。

ですから、それと関連して、私もこれを読んだときに、非営利目的の研究という言葉の理解がもしかしたら人によって違うと困るかなと。そうすると、やはり基本的には大学や公的研究機関の非営利目的の研究ということを想定しているというふうに、つまり権利者の側もそうだし、相手側もそうだとするところを、そこはコアですというところは、まずちゃんと書いた方が誤解がなくて、つまり大学の運用において、企業に対してどうするかというときに誤解がなくて済むかなと思っています。

座長 ですから、今、共通部分から出発しているもので、わざわざ違うところを荒立てても意味がないので、質問としてはそういうことだと思います。

ですから、大体というか合意をいただいているように思いますから、そういうことで整理を始めていただくということで、どうですか。

そうすると、次に何をお伺いしたらいいですか。

事務局 今日、その部分が大きかったんですけれども、あと御議論いただきたいのは、分野として、そういう意味ではコアの部分は、リサーチツールであったり、バイオという分野になってくるわけですけれども、そういった分野論でコアの部分というとらえ方をしていくべきなのかどうか。

話はまた別のことなんですけど、原則として使用許諾はするんだということを全面的にうたっていいのかどうか。差し止めてはいけないというような概念をどのくらい強く出すべきなのかどうかというのを御議論いただきたいと思います。

座長 ですから、それは1回大学・公的機関で政府資金という大枠で書き下していただいて、今の非営利の定義も含めて、途中でクエスチョンマークが出てくると思うんです。あるいは、扇谷さんが言ったように、選択の道が出てくる場所があると思うんです。そこで御議論をいただくというふうにはいかないですか。

事務局 済みません。

分野の議論につきましては、ある程度最初の段階で整理をしていただいた方がよろしいかと思っています。

座長　　そうですか。

資料3ですと、分野はどこに書いてありますか。

事務局　　資料3につきましては、分野は限定しないものです。

座長　　現段階では、要するに限定しないというのが事務局案だということでもいいわけですね。

事務局　　はい。

座長　　では、事務局案は分野は限定しないということですが、それについて御意見をいただければと思います。勿論、さっきのところの大学・公的機関と政府資金というのは、もう前提にさせていただいた上です。

招聘専門家　　まずこのガイドラインの位置づけが、69条の解釈を変えずに、でもその解釈を変えないとフォローできないというか、制限がかかってしまうところをガイドラインでいかに広げていくかという位置づけで、この議論がスタートしていると思いますので、69条の解釈でカバーできるところは、あえて別にガイドラインに載せる必要はないと考えています。

では、載せないといけない部分というか、ガイドラインで是非取り扱わなくてはいけないところというのは、やはり実際道具として、その技術を改良するという位置づけではなくて、それを道具として使うようになりサーチツールになっていくのではないかというふうに考えています。材料系であったり、機械系であったりというところは、電機でもそうですが、物を改良する行為というのは、69条でカバーされていますので、逆にそういう行為ではなくて、道具として使うというリサーチツール、まずそこが必要というか、すぐにニーズとして見えるところだとは思っています。

では、逆にそれ以外のところで何があるのかというところが、実際私はまだ考えてはいらなすけれども、思いつかないので、まず考えつかないところまで広げた上で、ガイドラインを打ち出すのか、必要なところをまずガイドラインで運用して、必要が出てきたときに機動的に広げていくというような考え方でいくのか、どちらにするのかというのを、皆さんの御意見も聞きたいなと思います。

座長　　ありがとうございました。

69条で既にはっきりしているところは、別に書かなくてもいいだろうと。解釈、研究者から見て迷うところをきちんと書くというような御提案と、具体的な範囲については、どこまで洗いざらいピックアップできるか。あるいは余りそういう洗いざらいピックアップする方向ではなくて、とりあえず考えられるところからスタートしていこうと。そういうふうな整理でいいですか。

今のようなことから御議論をしていただくということですが、いかがでしょうか。

招聘専門家　　ちょっと質問です。

私もリサーチツールと限定できれば、その方がうんとクリアーでいいかなと思っているんですが、非常に悩みが深いのは、リサーチツールといったときに、では、例えば計測と

かの装置とか、要するにあの手のものというのは、確かに研究用に使う。専ら研究用に使う装置だってあるわけですね。特殊な計測装置なんていうのは、そうなんです。そういうものなんかは、どういうふうになるのかと。

つまり、リサーチツールはバイオ分野のことだけを考えると、もう話がすっきりしてしまうんですけども、ところが一般にはリサーチツールといったときは、あれも入ってしまうかもしれないということです。

つまり、分野を持ち絞るのであれば、それはすごく厳密に定義をしていかなければいけないのではないかと思って、具体的にそういうようなお考えが、例えば分野を絞るといっているのであれば、何かあるかどうかということなんです。

座長　どうぞ。私が余り間に入るのは、適切でないかもしれません。

招聘専門家　今、私の話でいくと、どちらかというバイオに絞られてしまうようなイメージを持たれたのかもしれないんですけども、リサーチツールの中には、当然測定機器とか、それも一応リサーチに使うツールであるということには変わらないと思いますので、そこは入ってくる可能性があるという解釈はできると思います。

そのときに、研究者がその装置を自らつくるか、つくらないか。一般的にはツールとして単に使いたいというような位置づけであれば、やはり何か製品として売られているのを買ってきて使うという方が簡便だと思いますので、そういう使用方法になるんだとは思いますが。

万が一、研究者がそういう能力があって、つくって使うということであれば、それはそれなりの努力をした上で、つくって使うのだったら、私はそこは含めてもいいのかなとは思うんですけども、含めたとしても、それをやる研究者というのは、どれぐらいいるのか。特許権者の効力を薄めるほどの研究者が膨大に出てくるのかということ、そうでもないのではないかなと思いますので、ツールとしては、測定機器なども踏めても、私としてはいいのではないかというふうに考えてはいます。

招聘専門家　もし、それを考えたときに、測定機器の場合はどうか。つまりそれ自体を、測定機器だとそんなに簡単にはつくれないだろうと。しかし、何かが入っているような特殊な細胞とかだったら、場合によっては、すぐに研究室ですべてしまうかもしれないという場合があります。

だから、もしリサーチツールの中に測定機器とか、要するにそういうものも入れるんだったら、やはり特許権の問題と有体物の問題を分けて考えて、やはり私はもし自分で修文したんですけども、有体物については基本的には権利をちゃんと認めていく方向でやらないと、やはり今度はそれを商売にしようとするバイオベンチャーとか、あるいは勿論、測定機器のメーカーさんもそうでしょうし、そこはすごい逆に言うと、ベンチャーの芽を摘んでしまうことになるのではないかという感じがしています。ですから、非常に難しいなというのが実際のところですけども。

座長　そこは議論して絞っていかなければいけないことだと思いますが、その前に手を

挙げていたので。

招聘専門家 私はどちらかと言うと、限定しない方がいいのではないかと考えております。幾つか理由がありますが、まず今、御議論いただいていたのは、要するにリサーチツールなりをうまく定義できるかどうかという御議論だと思います。それは余り私は議論はうまく整理ができないのではないかと考えています。そのバイオ分野に限るのかどうか、ほかの分野も含めるのかどうかも含めて、そのリサーチツールをどういうふうに定義するかという、その問題がまず出てくる。

それから、先ほど招聘専門家がおっしゃった前提で言うと、69条の解釈から外れるものを取り込もうという作業になると思うんですが、それは結局、69条の解釈問題をやるということにまた戻ってしまう。したがって、ここではそれを繰り返すべきではないのではないかと気がいたします。

そうなった場合に、確かにむしろ実際のケースとしてもめているケースが、そのバイオ分野のリサーチツールと言われるもの以外にあるのかどうか。それは正直言って、よくわかりません。ただ、デューク大学のケースではバイオではなかったということがあるだけですし、また、さっきおっしゃった測定機器のようなケース。仮の話で言えば、中村修二さんのケースなどでも、結局その実験器具を自分でつくったということが非常に彼の材料の発明にとっても重要だったということをおっしゃっていますけれども、したがって、実際に顕在化しないかもしれないけれども、他分野でも自分で実験器具をつくってしまうケースがあるのではないかと推測します。それはそんなに多くはないかもしれませんが。

ただ、逆に言いますと、そんなに大きくないのであれば、含めても、その権利者の人にとって大した影響はないのではないかとこの見方もできるのではないかとこのことです。

座長 どうぞ。

招聘専門家 私も同じ意見で、そのバイオに絞るということではなくて、その研究ツールを広げても、私はいいという意見ですので、共通しております。

座長 どうぞ。

招聘専門家 リサーチツールということの定義をしようと思ったときに、（参考として）去年の産構審の報告書に、一応定義らしいものを書いてあります。科学者が実験室内で使う、あらゆる資源、材料、機器、方法、データベース、ソフトウェア等と書いてあります。定義らしい、と申し上げたのは、ライフサイエンス業界でリサーチツールと言っているものと、この定義の感覚がちょっと違うように思います。ライフサイエンス産業界でリサーチツールと呼ぶものは、（研究室内に有る特定のものです）生物系の自己増殖してしまうものとか、種々の特有の問題を含んでいるものを特に意識して言っています。

ただ、リサーチツールは、この産構審の定義に準じて考えていく場合もあるのではないかと考えています。研究の自由度を高めると言ったときに、測定装置など、デューク大学事件の例に見るようなもの。その測定装置に付随した方法特許、なども対象として出てきます。こうなると、もう有体物ではない方法も含まれますから、分野等の制限が付けられなくな

ってくるように思います。基本的には分野を問わずに研究ツールに関わる特許というものが自由に研究目的に使えるようにしていくというふうにするべきではないかと考えています。

座長 今、どちらかという、そういう御意見が多いんですが、違う意見は。

招聘専門家 微妙なところで発言させていただきます。

ちょっと最初の議論にぶり返す形なんですけど、大学対大学というふう考えた場合は、大学というのは営利目的ではないわけなんです。特区権を持つ人が大学で営利目的を持つのでなければ、今の問題というのは必然的に解決してしまう話なんです。その利害にマイナスなことを与えたということにはならない。ですので、そういう意味から言いますと、別にリサーチツールで明確に定義する必要もなくなってくるし、割とすっきりした形で落し込める。

でも、問題になってくるのは、その後にこのガイドラインの中身を幅を広げて活動したときに、こういうことに注意しなくてはいけないということを書き込むということをお忘れにはいけないと思うんです。

座長 ありがとうございます。今までの御議論はどちらかという、対象を限定すべきではないという御意見が大半なんですけれども、すべきだという御意見はございますか。

招聘専門家 以前、私は対象を絞るべきだというのは、2回ほど発言した記憶はあります。それは一番最初の前段が民間も含むのであれば、ということですから、それがもう大学間に限られるのであれば、今はもう対象の議論は余りすべきではないと思います。

座長 ありがとうございます。どうぞ。

招聘専門家 企業の間人ですが、やはり同じように対象は絞らない方がいいという意見を持っています。やはり、この議論の前提として、大学の先生がいろんな大学を移っていったときに、やはり継続して自分の研究を行えるというか、自由度を確保しておきたいというような気持ちもあったと思います。

仮にこのガイドラインに対象を限定したときに、その分野に属さない大学の先生が、では、自分の研究はどうなるんだと。例えば、機関帰属で特許を大学に帰属させた後に、自分がよその大学に移ったときに継続して、その自由度は、研究は確保できているのかどうかというところが、やはり心配になってくるというのは考えておくべきではないかと思っています。

したがって、分野については、前提としては先ほど、招聘専門家が申しあげましたように、大学に限ったガイドラインだということを前提として分野は広く取っておくべきではないかというふうに思っております。

座長 ありがとうございます。いろんな計測機器も、こういう言い方をするとしかられるかもしれませんが、非常に独創的な研究をしておられる方というのは、買って来たものだけでやっているというのはほとんどなくて、顕微鏡とかパソコンとかは買って来るかもしれませんが、かなりの部分が手づくりか、あるいはどこかの企業に特注してつくってもらって、特別なものを使っておられるケースが多いですから。

ただ、それが今のこういう問題の該当になるかどうかというのは、余りならないかもしれないですけども、十分視野に入れていただきたいと思います。

ということで、扇谷さん、対象は限定しないと。そうすると、その次に何を。

事務局 ガイドラインの中で決めていくのは、その条件面でございます、差し止めはしないというのでよいのかどうか。それから、お金の面での取扱いをどう考えるかということの御議論をいただければと思います。

座長 今の書いてあるところをちょっと教えてください。

事務局 2 ページ目の3. の「ライセンスの基本方針」のところでございます、(1) は、特許権の権利者は特許発明の実施許諾を求めた場合は研究を差し止めないことを原則とする。(2) は、対価については、ロイヤリティ・フリーまたは合理的なロイヤリティ。なお書きに書いてあるのは、マテリアルは別にお金を取ってもいいよと書いてありますが、ここの3のところでございます。

座長 今、この3のライセンスの基本方針全部ですね。最初は「研究開発成果に関する特許権の権利者は、非営利目的の研究のために当該特許発明の実施許諾を求められた場合、非排他的に実施を許諾するものとし、当該研究の差止めを差し止めないことを原則とする」。

それから、(2) は「ロイヤリティ・フリー（実費を除き無償）又は合理的なロイヤリティとする」。

「なお、ロイヤリティ支払の如何に関わらず、権利者が特許権の対象となっている有体物の作製・提供に要する費用その他の実費の支払を求めることは妨げられない」ですね。こういうことについて、どうぞ。

招聘専門家 ここはかなり修文を自分でしたんですけども、資料4の11ページ目。まずこの表題が「ライセンスの基本方針」となっていますが、前々回のときに、ライセンスをするということもあるし、もう大学等は公的研究機関だと宣言してしまうという意見がありました。それもベストプラクティスとしてあるのではないかというお話しがありましたので、「ライセンス及び権利不行使宣言」ということで、要するにどちらのやり方でもいいよというのをまずそこに出した方がいいのではないかと。そうしないと、まずライセンスを結ばなければいけないのではないかと。こういう発想になってしまうと、ちょっとまずいかなと思いました。

ですから、表題を変えて、それから、まず冒頭に、円滑化を確保する手段としては、研究ライセンスと権利不行使宣言の2つの方法があるよということを書いた方がいいのではないかと思います。

そして、次の差し止めのところは、実はちょっと細かく考えなければいけないんじゃないかと思っています。つまり先ほど、ちらっと話しましたが、いわゆる特許権のライセンスの問題と成果有体物の問題は、微妙に扱いが実は違ってこないとおかしいと。つまり、成果有体物というのは、実際あったんですね。

ある大学の研究者がまだ成果有体物研究、提供契約を結ばないで、実際にほかの大学の

研究者にそれを渡してしまったと。そうしたら、それが増殖するんですけども、それが今度は外国の研究機関の研究者に渡った。その間に契約は何もないんです。どんどんどんどん増えていってしまった。

やはり、これは渡した側は先方を信頼して渡したんでしょうけれども、それから先はコントロールが結局できていないんです。やはり、これはちょっとまずいのではないかなと思うんです。だから、物の場合には、やはり合理的な条件を決めて、例えば、再分譲をしないとかですね。それにどうも従っていただかなければ、差し止めるということなんて、あったってしょうがないのではないかなと思うんです。

そうではなくて、いわゆる特許権オンリー・マターになりますと、物とは離れた特許権の話になると、基本的には合意が得られることは望ましいわけなんですけれども、では、それを得ていないで研究している場合であったとしても、では、その相手方の大学とか公的研究機関の研究が非営利目的の研究であれば、それは原則として差し止めないということをやちゃんと書いた方がいいのではないかなと思いました。

そこで修正案としては、12ページの2段落目というか、「修正案」と書いたところの冒頭なんですけど、「また」以下「合意が成立していない場合であっても、当該研究が非営利目的である場合には、これを差し止めないことを原則とする」。要するに、合意が交渉中であっても、あるいは合意の許諾がまだ要求されていない場合でもそうするよということを中心として立てた上で、有体物については、13ページの「追加条項」と書いてあるところなんですけど、ここはちょっと長く書いたんですけども、要するにその実施許諾の合意は成立していない場合でも、69条1項に当たる場合を除いては、その合理的な対価の支払いを求めることができるし、その再分譲の制限など合理的な制約を課すことは当然あっていいだろうと。これの権利者の請求をしたと。つまり、ほかに渡さないでちょうだいねと、こういうことを約束してちょうだいねと言っているのにかかわらず、それに応じないと。こういうことであれば、場合によっては差し止めもしょうがないかなというのがこの条文です。ちょっと直しました。今のはここでとどめておきます。

ライセンスの合理的な対価についても、修文をしました。12ページ目の一番下の修正案と書いてあるところです。非営利目的の研究を対象とするライセンスの対価については、原則として、ロイヤルティ・フリーとするが、その合意により合理的なロイヤルティを定めることは差し支えないんですけども、ここでいう合理的な判断というのは非営利目的の研究が対象ですよと。そこを考えてくださいねと。つまり、合理的な対価とただけでは、何が合理的なのかというのがよくわからないじゃないかと思ったので、それをちょっと入れました。

座長 ありがとうございます。かなり明快になっていますが、今のをかいつまんで申し上げますと、資料3の2ページに戻りますと、表題に権利不行使のことを入れるということと、(1)については有体物をきちんと別に扱っているということと、ロイヤルティ・フリーについても一種の判断をお書きになっているということで修正案をつくっていた

だいたわけですが、この修正案について、いかがですか。

どうぞ。

招聘専門家 このライセンスの問題が3番目に出ているわけですね。これは発明の許諾を求められた場合、非排他的に実施を許諾すると。

座長 どこですか。

招聘専門家 ライセンス基本方針。今、ライセンスの問題ですね。

座長 資料3ですか。

招聘専門家 資料3です。失礼しました。

要するに、3番目にライセンスの問題が非常に明快に出てきているわけですね。これは特許にとっては非常に重大な部分だと思うんです。

そのライセンスの問題というのは、この元の資料3のガイドラインの目的というところと関わるんですけども、この4項に、先ほどもどなたかおっしゃいましたけれども、要するに最終的な判断は当事者に委ねられるべきであり、当事者間の個別契約に際しては柔軟性を保つと。これはもう第3項というのは、すべてここに実は関わってくるはずですね。ここは個別契約の問題になるのではないですか。そういうことになりますね。

ですから、この問題をライセンスの基本方針の単项目的な問題ではなくて、基本的に当事者間がある許諾、要するに権利者と利用者がある許諾する、これは文書化がないとできませんね。というのが原理原則なのではないかなと、私は思うんです。

そこで今の例えば、有体物の問題であるとか、先ほどの権利を自由にお使いいただくというような、権利を御自分から一定の大学というふうに限定されれば、非常にやりやすいと思うんですけども、放棄されるとかというようなことが先ほども非常に望ましい形態としてあるわけですけども、やはりここに一貫して必要なお話しというのは何かというと、このロイヤルティのところにも明確に書かれているように、やはり当事者間の合意と許諾の、要するに何と言うんでしょうか、何かの形の形態文書化がいるのではないかなというのが原理原則のように私は思うんです。

そういうふうに観点を絞ると、いろんなことが明確になるのではないかなという感じがするんですけども。

座長 私が言うのがいいかわかりませんが、今、委員のおっしゃったのは、1ページの本ガイドラインの目的の(4)のところ、とにかく当事者間ということを書いている以上は、扇谷さん、ここについては御異論あったんですか。

事務局 当事者間の最初に話で決めてくださいというんですが、その一方で研究を円滑にできるようにということなので、当事者間の話し合いの中で制限をかけてもいいですよとか、そういうところまでやるのではなくて、その契約の中では許諾を認めるという方向で書いてくださいとか、そういうことを申し上げたかったんです。

座長 いえ、これはあれでしょう。資料3の骨子案は、その目的のところ、最終的な判断は当事者に委ねるべきでありと。個々の当事者間の個別契約のことが書いてあるわけ

ですね。

そうではあるんですけども、2ページにありますように、もっと一般的にこういう当該研究は差し止めないとか、そういうことをきちんと示しておきたいという考えなんですね。

事務局 当事者間の話し合いの中で、そういう基本的な考え方を尊重した当事者間の契約書のつくりにしていただきたいということなんです。

座長 当事者間の契約の中に、このライセンスの基本方針のようなものを入れてほしいということですか。

事務局 はい。

座長 そういうことですが、どうですか。

招聘専門家 そういうことですね。ですから、要するに権利者がいて、利用者があると。それをどうやって有効円滑に、少なくとも大学内で使うということになると、当事者は大学同士なのか、要するに出願を個人がされていて、権利を大学、TLOが持っているという場合もありますね。ですから、その図式は結構案外難しい部分があるのではないかなと思うんですよ。

しかし、ライセンスの問題として、ここに書いてある以上は、このところに明らかに実施許諾を求められた場合ということでしょう。その場合はライセンスをきちんと、これは文言化しないとライセンスというの成り立たないと思いますので、そうすると、第1条の第4項のこの非常に大きな枠の中に含まれるのではないかなと思うんです。

だから、私の基本的な考え方というのは、要するに基本的には権利者がいて、いろいろな形で使われていくと。それは大学に限定するとやりやすいということはよくわかるんですけども、やはり正確にそこはきちんと認識した文章、文言化をするというところは前提で、多分第3項も出ているわけでしょう。だから、そこは一本筋を明確に通すと非常な議論のあいまいさがなくなると思うんですね。

要するに権利者がいるわけですから、その権利者と利用者は大学同士である場合もあるし、個人同士である場合も基本的にはあるわけですね。要するにあいまいとしていることを明確にするためには、何かの形でやはり契約文書にすべきだと。その中にロイヤルティの問題とか有体物である問題であるとか、あるいは権利放棄の問題であるとかというのを非常に簡単にガイドラインに沿った事例案を提示するのが、私は一番いいのではないかなと思っているんです。

招聘専門家 ひな形みたいなものとか。

招聘専門家 ひな形。それですっきりすると思うんですね。

座長 それはそうだと思いますけれども、あれはちょっと違うかもしれませんが、どうぞ。

招聘専門家 今おっしゃっていることは、私は、将来、本ガイドラインの枠組みを広げて、射程を広げていくときには絶対必要なことだと思っています。しかし、まず大学間

のというときには、必ずしも徹底しなくてもよいのではないかなというように思っています。

もう1つ、私がこれから言いたいことは、今度、大学間のライセンスのときに、リサーチツールをツールとしてビジネス化しようとしている人たちに対する配慮をどうしますかというところを議論しておかないといけないと思っています。このまま議論が行ってしまうと、リサーチツールをビジネス化する人がいなくなってしまうのではないかなと思います。

すなわち、リサーチツールをビジネスとしている人たちがいたときには、その特許権は十分に配慮されなければいけないということがもっと明確に記載されるべきだと思います。

招聘専門家　ですから、そういうことで、一番最初に許諾をする方が文言化された、いわゆるライセンスををすると言っているわけですから、法律的には大変なことでしょう。ですから、それをきちんと、あるフォーマットの中に、ライセンスの問題も書き込んでおけば、それで問題ないわけでしょう。

だから、そういうことなんです。同じことを申し上げているつもりでいるんですけども。ライセンスををするという条項なわけですから、ライセンスを要するに受ける側はきちんとこれを使いますよと、利用しますよということを書いて了承しないとおかしくなるし、また有体物の問題は確かに、例えば、大学が数千あるわけでしょう。それで勝手にやりとりが行われてしまうと、我々などはハード系のメーカーですから、事実上のマーケットというか、ビジネスがその中ででき上がってくる可能性がありますね。ですから、こういうのも結構小さな会社にとっては大問題になってくる可能性があるのも、やはり権利者とそれを使ってこうという人とは、何かの形でやはり文言化を正確にやるべきだと思うんです。そうでないと、ぼやんとして。論文だって、今、事実上は引用文献を書きますね。特許がぼやんとしていていいということはないと思うんです。私が言いたいのは、そういうことです。

招聘専門家　だから、これを一個一個分解して読んでいくと、いろんな意見が出てしまうんです。おっしゃったことは、実はこの中の、私は修正しなかったんですけども、資料3の3ページ目の(1)に「簡便・迅速な手続」という中に、これはマテリアルは移転契約では成果有体物提供契約ですけども、実は成果有体物提供契約だけではなくて、その実施許諾の研究ライセンスとかも入れるべきだと思うんですけども、そういうものを用意すべきであるとか、そういうところに入ってくるのではないかと思います。

つまり、おっしゃるとおり、こういう契約だということからは文言化しなければいけないだろうということは当然だと思いますから、ここの部分でそれをちゃんと入れるというふうにされたらいかがでしょうか。

座長　ここの部分というのは、どこですか。

招聘専門家　つまり、この資料3の5の(1)のところをもう少しちゃんと書くという。

座長　資料3ね。

招聘専門家 資料3の5の(1)です。

座長 いちいちごもっともなんですけれども、もうちょっと横着なことを考えていまして、いちいち契約をしなくとも研究がある程度自由にできるということを含ませたいと。ですから、本当はいちいち契約をしないといけないんですが、多分大学として、個別の非営利的な通常の研究をするときに、いちいち契約をするということがどれだけ現実的かわかりませんので。

それから、私は基本は契約だと思いますし、それはリサーチツールをツールビジネスとして、している人たちがいたときには、その特許権は十分に配慮されなければいけないということがもっと明確に記載されるべきだと思います。

やはりそこをきちんとしておかないと、少なくともバリエーションを考えるときにおかしくなってしまうので、きちんと契約をしていくのは、そのとおりだと思いますが、今そこを余り強く言わなくともできる方法を多分事務局はある程度。

招聘専門家 このライセンスの条項の中に、おっしゃることは私もわかっているつもりで、非営利目的の研究のために当該特許を集めるのを実施許諾というのは、まさにこの話の根本的な問題でしょう。それにライセンスという言葉を使っているわけだから。

ですから、これはすべてどなたかのやる実施権者がいれば、それもその特許を何かの形で、69条であるかないか。それはあれば問題ないんでしょうけれども、周辺で使う場合は、これはもう必ずこれと同じことですね。

座長 ですから、それはご意見があったように、あるいは3のところ、ちょっときちんとメンションしておいた方がいい。その上での御提案はどうですか。

招聘専門家 だから、ライセンス及び権利不行使宣言と、やはりちゃんと対等に扱った方がいいと思っています。

座長 ですから、それを含めて御異論がありますかと、さっきから聞いているんですけども、それはさっぱり返ってこないわけ。別のことを言わないでください。

招聘専門家 収束できればの話なんですけれども、ここで書かれている中身というのは、基本的な考え方であって、最終的にはいろんなケースを含まなくてはならないわけで、そのケースをどういうふうに含むかというときに、一番最初にありましたところの1の4ですか。個別に当事者が決めるものだということでもまとめている話だと思うんです。

例えば、バイオの場合のリサーチツールの場合、それをビジネスにしたい場合、大学の中からいろいろ出てくる可能性は非常に多いんです。そのときには、そういう芽を摘まないというのは、そこでもって調整できるという考え方。でも、それ以外の場合、一般的な話には、こういうガイドラインにのっとった考え方をしましょうというのが、この位置づけだと思うんですが。

座長 ですから、せっかく修正文をつくっていただいたんで、それでどういう御異議がありますかと、何回も同じことを聞いています。

どうぞ。

招聘専門家　まず、マテリアル・トランスファーと特許の実施というのは、ちょっと状況が違うのかなと思うんです。マテリアル・トランスファーが物を渡すときに、必ず相対でこれを渡しますというのがわかるので、契約書があって、それでやりとりをして物が渡ったということを契約できると思うんですけれども、特許に関しては、ほかの大学がどういう研究をして、どういう特許を出しているかというのは、大学で調べる能力というのは、そこまでないと思うんです。

実際に実施をしていたら、たまたまそれはほかの大学の特許発明に係るものであったというケースの方が恐らく現場では多いんだと思いますので、そのときに、事前にライセンス契約ができるかということ、それはできないと思いますので、そういう意味であれば、不行使宣言という方が大学では本当は実効性があるかもしれないと思います。

座長　議論のホットなときに、私が敵前逃亡するのも申し訳ないんですけれども、済みませんが、よろしくをお願いします。

(阿部会長退室)

座長代行　代理でやらせていただきます。私は特許は多少知っておりますけれども、先生方も御存かかもしれませんが、ヒト胚委員会でも、後よろしくと言われて、後を全部処理いたしました。今回もやはり同じではないかと。

ヒト胚では大学の研究が自由に進んで、なおかつ、いろんな問題もやはり注意をしながらやれるというのがガイドラインで、そもそも法律と違うわけですが、知財の場合は、特許法という法律が別にあるものですから、事情がかなり違うと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

どこからやればいいんでしょうか。先ほどからいろいろな招聘専門家の言っておられる問題は、どこで書くかという問題に関して、マテリアル・トランスファーのところで書くのか、少し3.のところで名前を変えて書いた方がいいのか。その辺はどうなのでしょう。その辺はちょっと結論を出しておいた方がいいかと。

ちょっと違う考え方をおっしゃっておられた招聘専門家の方がおられましたね。つまり、5.の(1)のところをもう少し書いておけば問題ではないということではなく、3.のところで書いた方がいいというご意見があったわけです。理解として間違っていますか。

招聘専門家　修文されている資料4の11ページに、ライセンスと権利不行使宣言というのは同格に記載するのがいいのではないかとこのところは、私はそれに賛成の意見です。かつ資料3の5.の(1)のところに、マテリアル・トランスファーに関する契約書、アグリーメントについてしか書いていないんですけれども、あえて別に研究ライセンスのひな形がここに並列に書かれていても、それは勿論いいと思います。

座長代行　それは構わないと。それはそれで合意ということでもよろしゅうございます。それでよろしゅうございますか。

招聘専門家　結構です。

座長代行　では、そこは合意ということで、あとは問題はどこに行くんですか。

どうぞ。

招聘専門家 話を蒸し返すつもりはなく、今の不行使宣言と並べて書くところは、私もそれで結構だと思うんですが、この資料4の方の12ページのところで、赤字で引かれた「また」以降ですね。「また実施許諾の合意が成立していない場合であっても、当該研究が非営利目的である場合には、これを差し止めないことを原則とする」という部分についてですが、ここまで書くのかなという感じは正直いたします。

というのは、一応その不行使宣言特約、不行使宣言というものを大学が選んでしまえば、一切フリーにできるわけですがけれども、そうではない道を選んだとするならば、あとはいかに契約を簡単にするかということだとすると、一応それは合意を得るべく努力をするということではないかと推測いたします。

このように書いてしまいますと、不行使宣言と同じ効果になってしまうのではないかと感じがいたします。

招聘専門家 私、実はすごくこれは悩んでいたんですけども、このガイドラインは全体として見て、一つひとつの条文をどう位置づけを考えなければいけないので、今度はちょっと飛んでしまうんですけども、実は一番実務的に悩むところは、事務局案の資料3で言えば、3ページ目のリーチ・スルー・ロイヤルティとか、後続研究開発成果についてのライセンスとか、この辺りなんですね。

これが実は、特にアメリカのバイオのベンチャーからなどに行ったら、すごいものが出てきまして、そのリサーチツールを使って、いろんな成果が当然出てくるんだけど、それは全部自分にも寄せせという、そういうものが出てきたりすると、日本の企業にしても大学にしても、仮にそれをライセンスを受けて、どこかと組んで共同開発をやるとかいうことはあり得なくなってしまうんです。あのモデルというのは、余りよろしくないのではないかと私は思って、少なくとも大学や公的研究機関の同士でやる。

そこで、それは念頭にあったために、飛んだ方がいいのかもしれませんが、資料4の18ページ目です。修正文の下の方が私なんですけど、そのライセンスの供与を受けて得られた研究開発成果をロイヤルティベースにする、いわゆるリーチ・スルー・ロイヤルティとか、その後続研究成果についての非排他的ライセンスをライセンサーたる権利者に認めるグラントバックなどはあくまで、その当事者の合意に基づくものであることを前提とし、仮にこの点について、合意が成立しない場合であったとしても、研究は差し止めないようにと。

つまり、合意が成立する場合というのは、何も問題の条項であれば、大体成立してしまうんです。特に無償であったり、ほとんどただに近ければ。しかし、そんなことではなくて、自分のところの大学がやった、あるいは公的研究機関がやった、その研究成果まで自分に寄せせと言われたら、それはなかなか簡単には合意ができるはずもないんですね。

しかし、この手の条項というがバイオの分野では非常に実務的に多いので、だから、やはり私はこのところは抑制的であるべきではないかと思ったんです。

そこで、ここでやはり、その件について、合意ができない場合について、では、差し

止めるよと。それは言うてはいけないでしょうという意味で書いたんです。そこでさっきのところに戻ってしまうわけです。

つまり、基本的には、ライセンスというのはいろんな条件が付くものだから、つまりどの大学もそのひな形どおりのライセンス契約をみんな使えば、それはそれで何の問題もないでしょうけれども、自由よと言っているわけですから、ひな形はあくまでひな形であって、やはりうちは研究開発の成果をほかの大学のもの全部やはりほしいと言い出したときに、では、どうなんでしょう、差し止めまでできるんでしょうかねという、そのところもやはり考えてほしいなという意味なんです。

座長代行 ややハイパーリンク的な議論で、結局 12 ページの修文に関して、今疑義を唱えている方がおられるわけですが、その辺に関してはどうですか。

招聘専門家 その 12 ページの点に関して、この修正案を書かれた招聘専門家の趣旨もわかりますし、今、ご意見のあった疑義についても、ただ、これは後段の方が、ここまで何か推奨するようなニュアンスも見て取れるというような疑義だと思うんですけれども、ですから、この文章は実は一つにまとめることができ、研究開発成果に関する特許権の権利者は、要はここで実施許諾が求められた場合、あるいはまだ求められていない場合と両方のことが 2 つの文章にわたって書いてありますけれども、それ以下のところで、もっと簡略化して、非営利目的の研究のためには非排他的に実施を許諾し、差し止めないことを原則とするというふうにまとめてしまえばいいのではないですかね。

座長代行 (5) の方は、そのまま言い切るということですか。

先生方、ほかにまだ議論は。どうぞ。

招聘専門家 済みません。法廷があるため途中で失礼しないといけないので、1 つだけ申し上げたいと思います。今リーチ・スルー・ロイヤルティとグランドバックの話が出まして、この原案の書き方だと必ずしも否定的なニュアンスが読み取れなかったんです。

したがって、これは皆さんの御意見全体がそれに対して、どういう態度を取るかということにもよるんですけれども、私自身はこういう書き方ではなくて、もう少し否定的なニュアンスが出るような書き方にしていきたいと思います。

招聘専門家 今の (5) については、先ほどの意見のとおりでございます。暗にリーチ・スルー・ロイヤルティを認めていて、合意できなかったときには、というように読めちゃうのではないかなと心配します。このリーチ・スルー・ロイヤルティというのは、度が過ぎてはいけないし、原則的にはあるべきでないと思っています。従いまして、基本的には (5) は全面的に削除した方が、このガイドラインの目的からしてよいのではないかなと、私は思っています。

もう一つは、差止請求権というような意味で、差止めがないということを明確に書いておくべきなのです。ここで、ちょっと質問ですが、権利不行使宣言というのはロイヤルティも請求しないというニュアンスを含んでしまいませんか。

招聘専門家 権利不行使宣言のところにも実は修文を入れまして、今のお答えですと、

要するにこれは全体がリンクしているので、権利不行使宣言についても入れまして、どこでしたか。ばらばらにされてしまうとわからなくなってしまふんですね。

座長代行　　ちょっと交通整理をさせていただきますと、先ほどの招聘者のご意見から資料3の2ページ3.のところの文章を変えてすっきりして、今の5の方は。

招聘専門家　　その点について、お話しさせていただきますか。

座長代行　　どうぞ。

招聘専門家　　やはり私は、これは全部削除してしまいますと、確かに先ほどのご意見のとおりなんです。つまり基本的に合意なんだから自由でしょうといったときに、例えば、ひな形があったとします。しかし、そのひな形をうちの大学は使いません。うちの大学はやはりきちんとリーチ・スルーも要求するし、研究成果についても寄せと要求しますと。こうやってくるのは勿論避けられないというか、別に防げませんね。悪いとは言えないわけです。

だから、それについて言及しないでおくと、結局はそれをやったときに、では、結局ライセンスは受けられませんねと。では、お宅はやはり使わないでくださいという議論にやはりなってしまうのではないかと。なので、やはり全面的に削除してしまうということとはかえって、何も言及しないということとはかえってまずいのではないかなと思うんです。

ですから、私はちょっと遠慮がちに、基本的に事務局案を生かして、基本的には合意とするけれども、合意が得られなかったとしても差し止めはできないよと書いたんですけれども、それを例えば、もっと否定的なニュアンスを強めて書いていただくことは、私は全然いいのではないかなと思っているんですけれども、削るというのはちょっとまずいのではないかなとちょっと思うんです。

座長代行　　同時進行で、それは内容的にリンクしているということですがけれども、私は内容そのものは余り詳しくないので。感じはわかりますけれども、例えば、(5)は全面的に削除してしまった方が、いいのではないかという意見と、また他のご意見としてこちらの方はもうちょっとすっきりというふうに、例えば、イエスだと言え、こちらもゼロになると、先ほどご意見をいただいた招聘専門家の立場が全然なくなってしまうという感じもありますし、その辺はどうなのでしょう。内容の話なのか、やはりどんどん削っていくとガイドラインとしては、やや骨抜きにだんだんなってくるというのが普通ですから、やはりある程度のいろんな問題も含んだニュアンスというのが大体ガイドラインではないかと思うんですけれども、ちょっと扇谷さん、助けてください。

事務局　　済みません。ガイドラインの性格上、余り細かいことまでぎちぎちやっつてしまうと、それで縛りがかかってしまいますし、ただ、何も言及していないと、要するに先生がおっしゃるように、何も縛っていないと、結局は自分たちで勝手にやっていいのねというふうになりますので、ちょうどいいさじ加減のところがありまして、実はこのリサーチツールとかグランドバックの話については少し触れておきたいというのが念頭にあります。それで、表現ぶりをもう少し否定的にするのかどうかというのがちょっと考えさせ

ていただきたいと思います。

座長代行 どうですか。そういう全部消してしまえと言っても、なかなか難しいなと思うんです。

招聘専門家 商業化研究の成果物として、リサーチツールを用いた研究の成果物が最終的に商業化に成功した場合、リーチ・スルー・ロイヤルティを要求するという部分については、商業的成果を研究者に、また、研究ツールを発明した人に還元してくださいということですから、そういうところを本ガイドラインで言及するような性格ではないのではないかと思います。研究目的、研究円滑化のためのガイドラインですから、もし、そういうレベルのもの（リーチスルーについて）は、商業化を目的としたときの研究の方に委ねるというスタイルの方が。

招聘専門家 現実問題としてあるんですよ。つまり、大学とか公的研究機関が要するにリサーチツールでなるような細胞を無償でいろんな大学とかに配布していくとか。もうそれは研究コミュニティの中にあるんです。

だから、やはりこれはそういうことはみんな考えないわけなんだけれども。リーチ・スルーとかはですね。何と言ったって研究なんで、リーチ・スルー・ロイヤルティとか言われたってね。

だけど、条文が入らないわけでは、可能性としてはないわけではないので、だから、商業目的ではなくて、先ほど、ここのあれはまず大学と大学の話にしましょうと言っているんだから、やはりそこところはもう書いてもいいのではないかなと。否定的なニュアンスをちょっと強めても結構だと思うし、とにかく書いた方がいいのではないかなと思っ

ているんです。

招聘専門家 それは結局、民間企業とかが入ってきたときの問題であって、大学間でそんな問題になっているんですか。

招聘専門家 どんどん出てくると思います。事例としてありますから。

招聘専門家 わかりました。民間企業同士では既にリーチスルー金額が高騰していて問題になっているという意識です。そこで、それは極力高くないように否定的に書くよりも、そういうことには言及しない方がよいのではないかと、むしろ思って、申し上げた次第です。

座長代行 やや思想的な話と現実の問題が多分あると思うんですけれども、ここは触れなければ、それはそれなりにガイドラインとしては条文があるわけで、だけれども、あった場合には、こういうような場合があるよというようなケースで、思想的には自由に研究をやってくれというのは余り変わらないとは思いますが、よろしいですか。

招聘専門家 はい。

座長代行 では、ほかの先生。どうぞ。

招聘専門家 先ほど、実施許諾の合意が成立していない場合どうするかという御議論があったかと思うんですが、一つはあらかじめ権利の不行使宣言をしていこうという方法

もあると思います。

ただ、もう一つの方法として、例えば、あらかじめそういう自由な研究環境を求めたいと思う大学があれば、その大学が集まって、事前に包括的に自分たちの持っている特許については、お互いこういう目的に限って自由に使えるようにしておこうということを決めておけば、その範囲内においては実施許諾の合意が成立しているわけなので、差し止めされるとか、そういった懸念は払拭できるのではないかと考えています。

したがって、ガイドラインの中で不行使宣言をするとか、こういうやり方で合意を取り付けてはどうかという中には、一つの例として、そういう包括的に事前に合意を取っておきましょうというやり方もあるんだというような考えも示しておく、大学の方としては運用も選択肢が広がっていいのではないかとこのように思います。

座長代行 その点はいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

何かやはりおんぶにだっこという感じがしないでもないんですけども、そういうのは自分たちでやってくれという感じはあるんですけども、やはり書いておいた方がいいでしょうね。お手伝いで。

わかりました。先生方がそういうことをおっしゃるのだったら、それで結構だと思います。

それで、さっきの2つの文章をまとめるという文章案、資料3の5.のところはどういたしましょうか。それでよろしいでしょうか。もうちょっと簡単にすっきりしろというお考えでしたね。それでよろしいですか。

招聘専門家 さっきの要するに、リーチ・スルーとか、あの辺が残るのであれば、差し止めないということは。要するにそういう契約の許諾条項でもめてでも差し止めないよということが後に出てくるのであれば、それで結構です。

座長代行 ありがとうございます。

扇谷さん、ほかに部分はありますか。

事務局 残っているのは、利用料、ロイヤルティの考え方について、全く当事者にお任せすべきだという案と、アカデミック・ディスカウントとかフリーとか、そういうものの考え方について、契約の中で全部当事者で話し合うのか、あるいはその不行使宣言の中でロイヤルティについても含めて宣言するのか。その辺のところの考え方を少し整理していただければと思います。

座長代行 これは先ほどの民間の関与とも関係しているんですけども、その辺はいかがでしょうか。どうぞ。

招聘専門家 先ほど申し上げたこととも関係しますが、ロイヤルティについてはリサーチツールビジネスをしている人がいる場合には、その人の配慮ということを知りたいと思います。すなわち、事実上、ロイヤルティ・フリーというのがビジネスをしている人がいてもロイヤルティ・フリーというふうに読めるようなことがないように配慮してほしいと思います。

座長代行 それはいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

では、そういうふうに修文させていただきますけれども、ほかの点で何か先生方。扇谷さん、これで大体終わりですか。

事務局 大所は。

招聘専門家 権利不行使宣言について、先ほどちょっと御質問があったところについて、私が修文したのは。

座長代行 資料4ですか。

招聘専門家 ちょっと見当たらないんですが、資料3の2ページ目。4の(1)が権利不行使宣言なんですが、これは私は先ほどの3のところに表題を変えた上で、3の一番最後に持ってきました。つまりライセンスでもいいし権利不行使でもいいですよというのを対等に入れるために。

それと、この権利不行使宣言については、例えば、前回でしたか。皆さんの御議論で出たときに、仮に権利不行使でやったとしても使っているよということは教えてほしいというのは皆さんの大勢だったと思うんですよ。だから、その権利不行使宣言をするに当たって、例えば、その研究に使っているよということを知るといことを求めるというよ、そういうその他の条件を付すことは差し支えないという修文をしたんですね。そうでないと、どこでだれが使っているか全然わからないというのでは逆に困るでしょうという意味で。

座長代行 12ページの下の方。

招聘専門家 12ページの下でしたか。どこに出ているかな。

座長代行 13ページの「追加条項」。

招聘専門家 そうですね。13ページの追加条項の下の方ですね。要するに下から3行目なんです。「この場合において、非営利目的の研究における特許権の実施について事前に特許権者への報告を求めること等、特許権者が何らかの条件を付すことは可能である」と。この中に「等」と書いたのは、多分大学によっていろんな考え方があって、もしかしたら先ほどのご意見のように、ロイヤルティみたいなことを言う大学もあるかもしれないし、これはまさに例えば、ソフトウェアの分野で言えば、オープンソースの概念みたいなもので、使ってもいいよ、だけど、こういう条件は守ってくださいねというのを一方的に宣言してしまうつもりなので、ここは自由にした方がいいかなと思って書いたんですね。

座長代行 ほかに先生、その点はいかがですか。

招聘専門家 基本的に賛成です。特にこの「等」というところ辺りで、産学連携で、例えば、民間企業の受託研究を受けるときの条件・制限が、場合によってはあってもよいと思います。民間企業の受託研究に必要な特許の場合に、無制限(フリー)でなくてロイヤルティが発生するとかですね。但し、直ちに差し止めるべきではないと思いますけれども、何がしかの制限みたいなものがここで読めるようにしたいなと思います。

大学が特許権の抜け穴に使われるのではないかと懸念だけは避けておきたいなと

思っております。

座長代行 合意がここの辺では成立しましたけれども、こちらの方は。

招聘専門家 先ほどの招聘専門家の意見に、私も賛成です。初めにおっしゃられたように、研究ツールを開発する企業のことも配慮すべきであるということがあったんですが、資料3の4の(2)にそのことが記載されているのかなと思います。

そのときに、専用実施権みたいなものを設定した場合には、そもそも特許権者は他人に実施許諾をするという権限を持たなくなってしまうので、その場合にはそういう研究ツールを開発している企業の人からの実施許諾、ライセンス契約ということにおいて、大学が使用権を持てるようになるのではないかと思います。

そのときに、なかなか民間企業さんが無償でということは難しいと思いますので、そういう意味でもロイヤルティを払った上で使用するというのも前提にしておいた方がいいと思いますので、(2)の合理的なという、この言葉の解釈はちょっと難しいと思うんですけども、ロイヤルティを支払った上での実施というのも一応ガイドラインの中に含めておくという方がいいかと思います。

座長代行 これは先ほど、ご意見のあった合理的という意味も何か触れるというところがありますけれども、それはそれも含めて。

招聘専門家 ですから、非営利目的と言ったときも、結局範囲の問題。要するに、私はあくまでも対象が公的研究機関とか大学だから、それで非営利的目的という研究というのを狭く厳密にとらえると、実際何も利益を生まない研究ですね。そうすると、そこでロイヤルティを請求するというのは、基本的にはなしですねと。

仮に請求するとしても、非営利目的だということを考えてくださいねという意味で書いたんですよ。だけど、確かに先ほどのご意見のように、非営利目的と言ったときに、では、企業にも非営利目的があるのではないかと考える人もいるかもしれないし、そうだとすると、この非営利目的という言葉だけでは、もしかしたら広いのかなという感じが、議論をしながら、ちょっと思っているんで、そこはもしかしたら言葉を少し書き換えるか、あるいは、4の(2)のところですね。ここをもう少し、もっとはっきりと、やはり研究成果を活用していくベンチャーとか商業化をしている場合のことを配慮して、もう少しちゃんと書くというのも一つの方向かなと思うんですけども。

座長代行 そちら辺はなるべく合意が。

どうぞ。

招聘専門家 実は、11ページの真ん中ぐらいの意見のポツというところは、私が出したのですが、資料4です。やはり非営利目的というのは非常に狭くとらえるか広くとらえるかで多様にとらえることができ、広くとらえた場合に大学の純粋研究を除いたら、非営利目的と言えなくなってしまうのではないかと思います。

そういう意味で、場所と目的をもう少し具体的に指針の中で示して、ガイドラインの適用、大学が基本的には射程なんですけれども、少し考え方を整理した方がいいのではない

かなと思って、ここに書かせていただきました。

座長代行　　いかがですか。非営利目的というのを明確に少し区別すると。純粹研究の場合には、もう完全に非営利目的ですけれども、大学の中にミッションプロジェクトとかいろいろございますけれども。

招聘専門家　　そうすると疑義が生じてくると思います。この射程においては、民間企業も、もともと入るかもしれないというように読んでいましたから。ますますそのときにはわからないですねと思っていただけです。

座長代行　　そうすると、この3.の(1)のところを、例えば、資料4、11ページの真ん中のポツの案みたいに少し明確に書いておくと、あとがいろんな問題でロイヤルティの問題とかそういう問題が少し明確になりますでしょうか。

では、それはそういうことで採用させていただいて、そして、今のものはどこか何かありましたか。今おっしゃったようなことは4.の(2)ですか。それとも3.ですか。

招聘専門家　　そうですね。4.の(2)のところに具体的に、その大学の研究成果として出てきた研究ツールとかを開発する企業のことをもう少しクローズアップして記載をしたらいいのかもしれない。

座長代行　　先生はTLOでいらっしゃるから、いろいろ民間の方が、最初はなるべくなるべく自由にやるという思想なんですけれども、どうしてもやはりリザベーションみたいなが強くなりますね。ガイドラインの中にどこまで書き入れるかという問題だと思うんですけれども、やはり必要でしょうか。

招聘専門家　　何でもかんでも自由となると、やはり。

座長代行　　難しいですか。

招聘専門家　　自由でもいいんですけれども、そのときにちゃんといつでも無償に自由に使えるかということ、必ずしもそうではないということで、3.の(2)のように、ロイヤルティを支払って実施をするケースもあっていいということは明確に書かれていますので。

座長代行　　では、それはよろしいですね。だから、それ以上に何か書くことはありますか。

招聘専門家　　あとは合理性というところで、その民間企業が。

座長代行　　それは何か書かれて、それは明確にした方がよろしいということですね。どうぞ。

招聘専門家　　ちょっと蒸し返すかもしれませんが、先ほど御指摘があった13ページの「報告を求める」というところなんですけど、これは私どものように電気とか機械の分野におりますと、かなり違和感がございまして、御承知のように一つの研究をしたりするときに、ものすごい数の特許を実は使っているんです。インテンショナルに使っていることがわかっている場合は、勿論報告すればいいと思うんですけれども、報告を義務化すると、それこそ研究者が全部の特許を調べて、全部報告しなければいけないのかという

ことにもなりかねない部分がありまして、そこはかなり分野によっても相当違う気がしているんです。

ですから、これ自体は非常に弾力的な表現になっていますので、問題はないかと思えますけれども、ちょっとその点は気になるところです。

座長代行　だから、役所の言葉も法律の言葉もよくわかりませんが、等と書いているので、みんな含んでいるということですので、よろしいでしょうか。では、それはそれで。

そういったしますと、ちょっと整理をいたしますと、3.の(1)のところは、非営利目的ということで、資料4、11ページの真ん中の意見のポツの案みたいのを少しきちんと入れるということで、それから、文章を簡略化し、まとめるというご意見を入れて、あとは資料3(5)のところは先ほどのご意見を中心に少し丁寧に書くということでよろしゅうございますか。

それから、その前に(2)の追加のところも入れるということで、バランスが取れて、そういうことでよろしいですか。もうないね。

事務局　はい。次回また、たたき台として。

座長代行　では、そういうことで一応、先生方、ありがとうございました。あとは扇谷さんたちが大変ですけれども、ちょっといろいろ先生方に個別にお聞きしながら、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

これで終わりたいと思います。今回は、事務局の方から。

事務局　恐れ入ります。今回は7月20日の水曜日、15時～17時を予定しております。また別途、御案内をさせていただきます。

それで、できるだけ早いタイミングで、ガイドラインの第2次バージョンをお送りさせていただきますので、ちょっと早目に対応していただいて、今度はわかりやすく整理させていただきたいと思いますので、御協力をよろしくお願ひいたします。

座長代行　ありがとうございました。

それでは、終わりにいたしますけれども、資料5が前回の議事録でございます。皆様には御確認をいただいているそうでございます。

それから、本日の会議資料については公開という取扱いにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。よろしくお願ひいたします。

それでは、これで終わりにします。ありがとうございました。